

各 部 局 長
議 会 事 務 局 長
公 営 企 業 局 長
教 育 長
警 察 本 部 長
監 査 委 員 事 務 局 長

} 様

土 木 部 長

主任技術者の兼務要件の特例措置について（通知）

建設業法第26条に定める工事現場に置く技術者については、「監理技術者制度運用マニュアル」（平成16年3月1日付け国総建第315号）により、その適正な設置に係る運用について定められているところである。

このたび、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に伴う事業費の増大や建設業における担い手不足に対応し、円滑な事業執行を期すため、建設現場における人員の効率的な配置を促すことを目的として、当分の間、下記のとおり主任技術者の兼務要件の特例措置を適用することとします。

記

1 主任技術者の兼務要件の特例措置の内容

主任技術者の専任が必要な工事のうち、密接な関連のある10km程度の近接した工事については、原則2件程度の兼務が可能とされているところです。

これまでは、厳密に2件を限度としてきましたが、この取扱いについて、受発注者間で協議のうえ、施工管理等に支障が無いと認められる場合に限り、当分の間3件まで兼務可能とします。

つきましては、契約時に「他の工事との兼務状況」の提出があった場合、又は事前に問い合わせがあった場合には、主任技術者の兼務要件と施工管理等に支障が無いかを確認してください。

2 施行日

この通知は、令和3年4月1日から施行します。